

佐賀県教育委員会訓令甲第 1 号

本 庁  
教育事務所

教育庁専決規程（平成 7 年佐賀県教育委員会訓令甲第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 3 月 29 日

佐賀県教育委員会教育長 落 合 裕 二

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(教職員課長専決事項)</p> <p><b>第 8 条</b> 教職員課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p><u>(16) 教職員の児童手当の認定に関すること。</u></p> <p><u>(17)～(30)</u> 略</p>	<p>(教職員課長専決事項)</p> <p><b>第 8 条</b> 教職員課長は、次に掲げるものを専決することができる。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p><u>(16)～(29)</u> 略</p>

附 則

この訓令は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。